

# 山梨県公報

第二千五百八十二号

平成二十八年

二月二十二日

月 曜 日

## 目 次

○山梨県工業技術センター諸収入条列別表の規定による知事の定める額の  
一部改正……………九五

## 公 告

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………九六
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………九九
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………一〇〇
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………一〇一

## 教育委員会

- 山梨県指定有形文化財の指定……………一〇二
- 山梨県指定無形民俗文化財の指定……………一〇三
- 山梨県指定史跡の指定……………一〇三

## 告 示

### 山梨県告示第五十八号

山梨県工業技術センター諸収入条列別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十八年二月二十二日から適用する。

平成二十八年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

インク ジェット トナー	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判	30円 50円 60円 60円 80円 140円
--------------------	----	--	---

1の表中

同A3ノビ判 ワットロール紙B3判	150円
同A2判	600円
同B2判	680円
同A1判	820円
同B1判	930円
同A0判	1,140円
同B0判	1,300円
ワットフライントロール紙B3判	1,580円
同A2判	1,310円
同B2判	1,490円
同A1判	1,820円
同B1判	2,090円
同A0判	2,550円
同B0判	2,940円
	3,590円

を

インク ジェット トナー	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 ワットロール紙B3判 ワットフライントロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円 680円 820円 930円 1,140円 1,300円 1,580円 1,310円 1,490円 1,820円 2,090円 2,550円 2,940円
--------------------	----	---	---

に改める。



特定非営利活動法人ケアサポート甲斐コアラ	甲斐市篠原四千五十八番地二	特定非営利活動法人ケアサポート甲斐コアラ	甲斐市篠原四千五十八番地二	訪問介護	平成二十七年四月一日
医療法人銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十五	甲州リハビリテーション病院居宅療養管理指導	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	居宅療養管理指導	同
合同会社ぱーとなー	韮崎市大草町若尾七十二番地一	ケアサービスぱーとなー指定居宅介護支援事業所	甲斐市篠原千五百三十五番地二	居宅介護支援事業	同
かいごの友有限会社	甲府市長松寺町七番地八	かいごの友有限会社	甲府市長松寺町七番地八	居宅介護支援事業	同
医療法人甲療会	甲斐市竜王新町二千五百五十番地	赤坂台訪問看護ステーション	甲斐市竜王新町二千五百五十番地	訪問看護	平成二十七年五月一日
同	同	同	同	介護予防訪問介護	同
同	同	同	同	介護予防訪問看護	同
株式会社まるやま	南都留郡富士河口湖町勝山千二百二十三番地五	指定介護支援事業所ケアプランまるやま	南都留郡富士河口湖町勝山千二百二十三番地五	居宅介護支援事業	同

社会福祉法人山中湖村社会福祉協議会	南都留郡山中湖村平野千四百五十番地	山中湖村社会福祉協議会指定通所介護事業所	南都留郡山中湖村平野千四百五十番地	通所介護	同
同	同	同	同	介護予防通所介護	同
同	同	同	同	居宅介護支援事業	同
医療法人銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十五	甲州リハビリテーション病院居宅療養管理指導	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年六月一日
公益社団法人山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一號	武川診療所居宅介護支援事業所	北杜市武川町牧原千三百七十一番地	居宅療養管理指導	同
ゆうりん株式会社	上野原市上野原五百五十五番地	ケアサービスポッケの会	上野原市上野原二千三十七番地一	介護予防訪問介護	同
株式会社ビコー	埼玉県入間郡毛呂山町葛貫七百番地	介護予防センター早稲田イライフ南甲府	甲府市南口町一番地四十文化センターパーアール山梨二階	通所介護	同
同	同	同	同	介護予防通所介護	同
芦澤内科小児	甲斐市玉川	同	同	居宅療養管理	同



● 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指  
 定した介護機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
株式会社アイセイ甲信越	中巨摩郡昭和町清水新居千二百十五番地二	アイセイ薬局長坂店	北杜市長坂町夏秋九百四十五番地四	事業者の名称及び事業所の名称
同	同	アイセイ薬局白州店	北杜市白州町白須千三百四十五番地	同
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目七番十四号	やさしい手山梨事業所	山梨市上神内川千五百四十六番地ステーションビル竹川二階	事業所の所在地
株式会社とば整骨院	斐崎市龍岡町下條東割七百三十一番地一	リハプライド・斐崎	斐崎市龍岡町下條東割七百三十一番地一	事業所の名称
公益社団法人山梨県看護協会	甲府市東光寺二丁目二十五番一号	公益社団法人山梨県看護協会指 定ゆき居宅介 護支援事業所	甲府市住吉一丁目十五番二十三号	事業所の所在地
同	同	公益社団法人山梨県看護協会ゆき訪問看護ステーション	同	同
株式会社やさしい手甲府	甲府市上石田一丁目	やさしい手甲府	甲府市大里町二丁目	同

い手甲府	丁目七番十四号	南事業所	千九百九十九番地一大里貸事務所一階	
社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	甲府市若松町六番地三十五	ショートステイ たから	甲府市宝一丁目四番十六号	事業所の名称
同	同	デイサービスセンターたから	同	同
医療法人八香会	甲府市湯村三丁目三番四号	医療法人八香会湯村訪問看護ステーション	甲府市湯村三丁目二番三十二号	同
医療法人笹本会	甲府市古上条町四百四十六番地	医療法人笹本会居宅介護支援事業所おさと	甲府市大里町五千三百十五番地	事業所の名称
同	同	医療法人笹本会 おおくと訪問看護ステーション	甲府市大里町五千三百二十八番地	事業所の名称及び所在地
同	同	医療法人笹本会 笹本整形外科 おおくと訪問リハビリテーション	同	事業所の名称
同	同	医療法人笹本会 おおさと通所介護	同	事業所の名称及び所在地



医療法人浅川会	甲府市山宮町千八百七十七番地二	医療法人浅川会ひまわりヘルパーステーション	甲府市山宮町千八百七十七番地二
同	同	ひまわり訪問看護ステーション	同
同	同	富士吉田市福祉ホーム指定通所介護事業所	同
同	同	富士吉田市福祉ホーム指定介護予防通所介護事業所	同
同	同	寿荘指定居宅介護支援事業所	富士吉田市下吉田九丁目九番十号
同	同	一般財団法人医薬分業支援センター甲府北薬局	甲府市美咲二丁目十番十六号
医療法人笹本会	甲府市古上条町四百四十六番地	医療法人笹本会居宅介護支援事業所おさと	甲府市大里町五千三百十五番地
株式会社アインフアーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三十号	アイン薬局南アルプス店	南アルプス市西野二千八十四番地一

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年六月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 南アルプスガーデン
- (二) 所在地 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変 更 後 の 住 所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

変更後の住所

マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役 神尾啓治

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

兼松コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 菊地孝

東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号  
新宿文化クイントビル三階

株式会社サンドラッグ  
代表取締役 才津達郎  
代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

株式会社西松屋チェーン  
代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

株式会社大創産業  
代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十  
四号

株式会社エービーシー・マート  
代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目十一番五号

杉下香織

山梨県南アルプス市十五所六百八十五番  
地三

3 変更の年月日

平成二十四年六月一日外

三 届出年月日

平成二十八年一月二十二日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館 二階山梨県県民情報センター

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。  
平成二十八年二月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

有形文化財の部

彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造釈迦如来及両脇侍坐像	三軀	木造、金泥塗り、切金、玉眼（像高）釈迦如来像六八・二センチメートル 文殊菩薩像三七・二センチメートル 普賢菩薩像三七・四センチメートル	慈照寺	甲斐市竜王六二九	甲斐市竜王六二九

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
銅鐘	一口	銅製、総高一三六・〇センチメートル、口径八二・九センチメートル	光国寺	笛吹市御坂町下野原一二五	笛吹市御坂町下野原一二五

建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
富岡家住宅	一棟	桁行一〇・九メートル	富岡信也	甲府市善光寺	甲府市善光



主屋	書院	一棟	ル、梁間八・二メートル、二階建、寄棟造、南面、西面、北面、東面庇付、棧瓦葺、東面突出部 桁行四・五メートル、梁間五・五メートル、二階建、寄棟造、南面庇付、棧瓦葺、北面突出部 桁行三・六メートル、梁間一・八メートル、片流れ、棧瓦葺、桁行一五・五メートル、梁間五・八メートル、切妻造段違、南面、北面庇付、棧瓦葺、西面突出部 桁行五・五メートル、梁間三・六メートル、切妻造、棧瓦葺、渡り廊下上便所付属、切妻造、棧瓦葺	富岡好平	町二九九九 寺町三二三 甲府市善光寺 五 一 町三〇〇一
----	----	----	---	------	------------------------------------

**山梨県教育委員会告示第二号**

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十八年二月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

無形民俗文化財の部

名	称	保持団体	所在地
---	---	------	-----

下教来石の獅子舞と道祖神祭り	下教来石獅子舞・道祖神保存会	北杜市白州町下教来石
----------------	----------------	------------

**山梨県教育委員会告示第三号**

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。

平成二十八年二月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由布紀

史跡名勝天然記念物の部  
史跡

名称	員数	所在地	所有者	指定地域
万寿森古墳		甲府市湯村三丁目四六二番一、四六二番二、四六二番三、四六二番四、四六三番二、甲府市大和町二〇七六番二	甲府市	甲府市湯村三丁目四六二番一、四六二番二、四六二番三、四六二番四、四六三番二、甲府市大和町二〇七六番二、一八一五・八五平方メートル

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番